

府教委「在校等時間集計にかかる総務事務システムの改修について」を各校に通知

大障教：教員の勤務実態と「教育の本質」を踏まえない内容！

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
(TEL) 6765-8904
(FAX) 6765-8905

府教委は、公立の義務教育
諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法の改正を
受け、「過勤務命令に基づく業
務以外の時間も含む」在校等

府教委は、「教員本人からの
申告により『在校等時間』への
時間の加算及び除外をするこ
とで、教育職員の在校等時間
を円滑に把握することが可能
となります」としています。

2. 総務事務システム入力

府教委は、業務外と考えら
れる自己研鑽の時間の具体例
として、勤務時間外に行う次
の内容を示しています。

府教委は、業務と認めてい
ない業務と認めていない
業務を行っています。それらを
業務と認めなければ、教員の
勤務実態の適切な把握にはな
りません。

6. 総務事務システム改修における重大な問題点

(1) 「持ち帰り仕事」を
管理を行うこと」等が求めら
れるためとしています。

(2) 教育基本法、教育公務員特例
法に抵触する恐れがある
教育基本法は、教員は職務として、第九
条「絶えず研究と修養に励み」としていま
す。自己研鑽の時間除外は、教育の本質を
踏まえず、法令違反の恐れもあります。

(3) 休憩時間を毎日45分取得
できているとしている

*「在校等時間」とは…
文科省によれば、「教育
職員が在校している時間を
基本」とし、「校外活動」等
の時間を加え、「自己研鑽」
等の時間を除いた時間を指
します。

これまで、SSCで一定
の把握ができていました
が、今回の「改修」で「校
外活動」等の時間が「教員
の入力」によって把握され
るようになります。

管 理 職 を 含 む 教 育 職 員 (会
計 年 度 任 用 職 員 を 除 く) が 対
象 で 、 事 務 職 員 、 技 術 職 員 は 対
象 外 で す 。

3. 対象となる職員

府教委は、「教員本人からの
申告により『在校等時間』への
時間の加算及び除外をするこ
とで、教育職員の在校等時間
を円滑に把握することが可能
となります」としています。

府教委は、業務と認めてい
ない業務と認めていない
業務を行っています。それらを
業務と認めなければ、教員の
勤務実態の適切な把握にはな
りません。

(1) 「持ち帰り仕事」を
管理を行うこと」等が求めら
れるためとしています。

(2) 教育基本法、教育公務員特例
法に抵触する恐れがある
教育基本法は、教員は職務として、第九
条「絶えず研究と修養に励み」としていま
す。自己研鑽の時間除外は、教育の本質を
踏まえず、法令違反の恐れもあります。

(3) 休憩時間を毎日45分取得
できているとしている

(裏面に続く)

大障教ホームページアドレス

<http://fc06331220171211.web2.blks.jp/>

Eメール アドレス : fushoukyou_1@mtb.biglobe.ne.jp

4. 「在校等時間」への時間の加算及び除外の概要

府教委は、入力が必要な例
として次の内容を示していま
す。

①部活動の競技大会・コンクール・練習試
合等への引率業務
④児童生徒等の家庭訪問⑤児童相談所等と
の打合せ等

(1) 宅発、宅着、もしく
は両方をともなう「校外
活動」

①法定研修や府教委主催の研
修

②校外学習や修学旅行の引率
③勤務時間外に取得した休憩時間

(2) 次に例示する「除外時間」

①勤務時間外の自己研鑽の時間
②業務外の時間

③勤務時間外に取得した休憩時間



優先されるべき施策は、安心して休業や時
間短縮のできる十分な補償や、PCR検査抜本
拡充のための国庫負担増、医療機関への減収補
填と財政支援に他なりません。

新型コロナウイルスの新規感染者が激増す
る中、1月7日に東京、埼玉、千葉、神奈川を
対象にした緊急事態宣言が、2月7日までの期
間で出されました。4都県では、飲食店の営業
か、テレワークの徹底、午後8時以降の不要不
急の外出自粛、大規模イベントの人数制限など
が求められます。

幅広い業種に休業・施設使用制限を要請し

た昨年4～5月の緊急事態宣言と比べると、対
象は狭められました。一方、医療体制がひつ迫
してきている4都県以外の地域が、なぜ対象に
ならないかの理由は示されませんでした。感染
を広げる場が、必ずしも飲食店などに限ること
ができない実態もあります。専門家からは、こ
うしたやり方では1カ月で感染抑制は極めて困
難という指摘が出されています。

また、宣言に先立つて行われた衆参の議院
運営委員会での短時間の質疑にも、菅首相は出
席しませんでした。昨年4月の緊急事態宣言の
際、当時の安倍首相が不十分ながら答弁に立
たことと比べても異常な姿勢です。

そもそも「感染爆発相当」という状況を引
き起こした原因是、「G.O.T.O.キャンペ
ーン」に固執し、人の流れを止めようとしたなかつ
た菅内閣の失政にあります。そのことへの真摯
な反省の弁もなく、要請に応じられない業者の
一部に責任を押し付けようとするなど言語道
断です。

(表面からの続き)

7. 今後、危惧されることがらと 大障教の主張

「校外活動」の時間が「在校等時間」に今回反映されるようになりました。「上限時間」を設けることは、時間外勤務縮減に向け、前進的意味を持ちます。しかし、教員の時間外勤務は常態化しています。教員を抜本的に増員し、障害児学校の「過大・過密」を解消しなければ、時間外勤務の抜本的縮減は具体化できません。

また、自己研鑽の概念は曖昧です。府教委は「除外時間に入力しないことで不利益はない」としていますが、管理職による「時短ハラスメント」が危惧されます。有形・無形の圧力による「持ち帰り仕事」の増加や、「除外時間入力」による「見かけ上の超勤時間」が減少すれば、教員の長時間勤務解消が棚上げされるだけでなく、「教職調整額」の改悪も危惧されます。

大障教は、今回の「総務事務システム（SSC）改修」による在校等時間集計についての問題点を指摘し、以下の5点の方針をもとにシステムの改善と時間外勤務の縮減を求めるとりくみをすすめます。

- (1) 「在校等時間」に、「持ち帰り仕事」を反映できるようにシステムの改善を要求する。
- (2) 「在校等時間」に、「休憩時間の未取得実態」を反映できるようにシステムの改善を要求する。
- (3) 「自己研鑽」の概念は曖昧であり、「除外入力」について管理職による不当な介入を許さず、教員それぞれが自動的に判断する。
- (4) 「校外活動」における時間外勤務については、勤務実態を反映するため「加算入力」を積極的に行う。また、入力の効率化を図るため、システムの改善を要求する。
- (5) 月当たり45時間を超える超過勤務を行う教員に対する管理職による不当な干渉を許さず、教員の抜本的増員と教育活動に直接関係しない業務の縮減を要求する。

最終集約まで残り3週間

府立支援学校の新校整備を求める署名を 全職場からあつめきゅう!

障害のある子どもたちに適切な教育が保障できる教育条件整備を求めて、3年目となる『今後の児童生徒数の増加』に見合った府立支援学校の新校整備を求める請願署名にとりくんでいます。今年度は、コロナ禍の困難な中でも、各分会の奮闘のもとで集約した署名が書記局に寄せられています。3学期を迎えて、最終集約にむけた呼びかけをします。

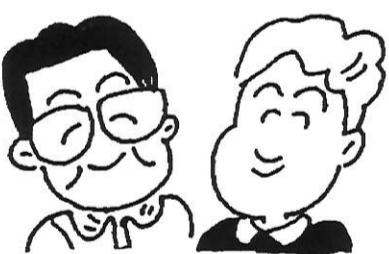
教職員+ご家族分の署名を最後まで全職場から集約しよう!

「新校整備を求める請願」署名は、さまざまな方の共感やねがいとともにとりくまれています。集約した署名は、今年も2月府議会に提出します。提出まで残り約1カ月、大障教内での集約期限を2月5日まで延長してとりくみます。府立支援学校で働く教職員のみなさんは、ご家族分も含めた署名をぜひ分会や書記局にお寄せください。最終集約にむけてあらゆる結びつきを活かし、私たちのねがいをのせた「請願署名」をあつめましょう。（署名用紙がお手元にない方は、分会または書記局にお声がけください。大障教HPからダウンロードも可能です）



3年目となるPTAによる署名のとりくみをすすめる学校では、コロナ禍でコミュニケーションがとりにくく状況でも、分会との懇談を通してPTAが作成したビラを配布したり、これまでとりくんできた経験を活かして父母同士がつながりあう中で署名を積みあげています。父母の奮闘に応えるように、教職員からの署名も寄せられています。

また、ある退職教員からは、「10年前に退職した障害児学校と状況が変わっていない。先生方や子どもたちが少しでも良い方向へと願っています」という励ましのメッセージと署名が寄せられました。



「教育のつどい大阪2020」分科会 「中止」のお知らせ

今年度の「教育のつどい大阪2020」分科会【2021年1月17日問題別分科会（障害児教育分科会含む）、1月24日教科別分科会】については、2020年12月25日時点で、感染拡大・収束状況を判断するための独自指標・基準となる「大阪モデル」における赤信号が継続点灯しており、会場である大阪市の感染状況が悪化していることなどの情勢を踏まえ、残念ながら中止となりました。

レポーター、推進委員、世話人、共同研究者はじめ、参加を楽しみにされていた皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願いします。